

在留外国人のお客さまへの在留カードご提示のお願い

平素は、私ども十八親和銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊行では、日本に居住する外国籍のお客さまが口座を開設する際には「在留カード」をご提示いただき、在留期限が経過していないことを確認させていただいております。今般、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当初確認させていただいた在留期限が経過しているお客さま、又は間もなく経過するお客さまを対象に、改めて在留カードをご提示いただき在留期限を確認させていただきます。

つきましては、大変お手数ではございますが、在留カードの更新が完了されたお客さまにつきましては、お近くの十八親和銀行各支店窓口（口座開設店以外でもかまいません）まで、

- ・新しい在留期限が記載された在留カード（原本）
- ・通帳
- ・キャッシュカード
- ・お届け印（引越し等で弊行にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座の解約を行う場合）

をご持参いただき、お手続きをお願いいたします。

なお、弊行で確認させていただいている在留期限が経過したお客さまの口座につきましては、ご利用ができなくなることもございますので、予めご了承ください。

また、使わなくなった銀行口座が売却され、その口座が犯罪に利用されるケースが発生しております。口座売却は犯罪です。ご帰国、または引越し等で弊行口座を今後ご利用されないお客さまは、必ず解約手続きを行っていただきますよう、よろしくごお願いいたします。

本件に関するご質問、お問い合わせは、お取引店もしくは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 Only in Japanese
株式会社 十八親和銀行 コンプライアンス室
TEL 0120-557-794（通話料無料）
【受付時間】9：00～17：00（月～金 ただし銀行の休業日除く） ※携帯・PHSからもご利用いただけます。